

会 員 各 位

主催 一般社団法人 岐阜労働基準協会

産業用ロボットの教示、検査等業務（学科）の特別教育講習開催のご案内

労働安全衛生法では、事業者が産業用ロボットの教示、検査等の業務に労働者をつかせるときは、「安全衛生特別教育規程」に基づく科目について、安全衛生のための特別教育を行わなければならないことと定めています。（労働安全衛生法第59条第3項・労働安全衛生規則第36条）

当協会では、この特別教育を下記により開催しますので、該当する労働者はもれなく受講されますようご案内申し上げます。

特別教育規程では、教示等の業務と検査等の業務は別になっていますが、当協会の教育は、両業務を混成した内容になっています。

記

1. 講習日時と会場

日 時 令和元年8月1日（木）・2日（金） 受付8時30分から
（1日目 9：00～17：00）・（2日目 9：00～16：30）

会 場 **ワークプラザ岐阜** 岐阜市鶴舞町2-6-7（案内図参照）
TEL 058（245）2411

2. 定員 80名

3. 受講料 労働基準協会会員1名につき 11,000円
非会員1名につき 14,000円 （テキスト代含む）

4. 申込先 本人が記入した受講申込書に受講料を添え
〒500-8152 岐阜市入舟町3-10 （一社）岐阜労働基準協会
TEL 058（246）0863 FAX 058（247）4866 にお申込みください。（FAX可）
但し、定員になり次第締切ります。

5. 振込先 十六銀行 田神出張所 普通預金 0137981 （一社）岐阜労働基準協会
講習の1週間前までに納付してください。（振込手数料は、振込人負担をお願いします。）
ご都合により受講されない場合、**7月30日**までにその旨ご連絡がないときは、受講料はお返しできません。

6. 修了証の交付

講習の全科目を修め、修了試験に合格した方に当日修了証を交付いたします。

7. 講習科目

科 目	範 囲	時 間
産業ロボットに関する知識	産業ロボットの種類、制御方法、駆動方式、各部の構造及び機能並びに取扱いの方法、制御部品の種類及び特性	4時間
産業ロボットの教示等の作業に関する知識	教示等の作業の方法、教示等の作業の危険性、関連する機械等との連動の方法	4時間
産業ロボットの検査等の作業に関する知識	検査等の作業の方法、検査等の作業の危険性、関連する機械等との連動の方法	4時間
関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	1時間

※なお、実技（産業ロボットの操作の方法1時間、教示等の操作の方法2時間、検査等の作業の方法3時間）につきましては、ロボットの種類が多い関係から各事業場で実施してください。

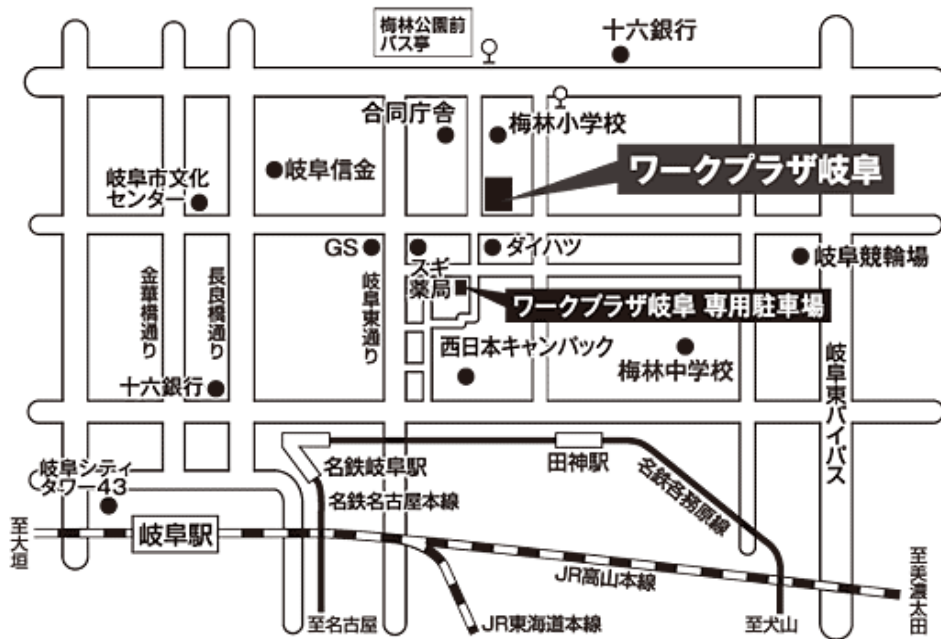
8. 受講票・筆記用具を持参して下さい。

（注）貴重品は各自が責任をもって管理して下さい。

講習会場略図

ワークプラザ岐阜

TEL 058 (245) 2411



☆ お願い 会場付近には食事の施設がありませんので、昼食は各自でご準備下さい。

きりとり線

産業用ロボットの教示、検査等業務（学科）の特別教育講習受講申込書（FAX可）058-247-4866

受講番号	ふりがな	生年月日	昭和	年	月	日
	氏名		平成			
	ふりがな	現住所				

受講番号	ふりがな	生年月日	昭和	年	月	日
	氏名		平成			
	ふりがな	現住所				

※ テキストは申込時または当日受付でお渡しします。

上記のとおり受講料 名分 円を 現金（1週間前までに協会へ持参）にて申し込みます。
振込（ 月 日予定）

年 月 日

〒

事業所所在地

事業所名

担当者名

TEL

（一社）岐阜労働基準協会会長 殿

協会名または支部名

※ ご提出いただきました個人及び企業・団体等に関する情報は、当協会が責任を持って管理し、申し込みいただきました講習会の適正な運営のため以外には使用いたしません。

きりとり線